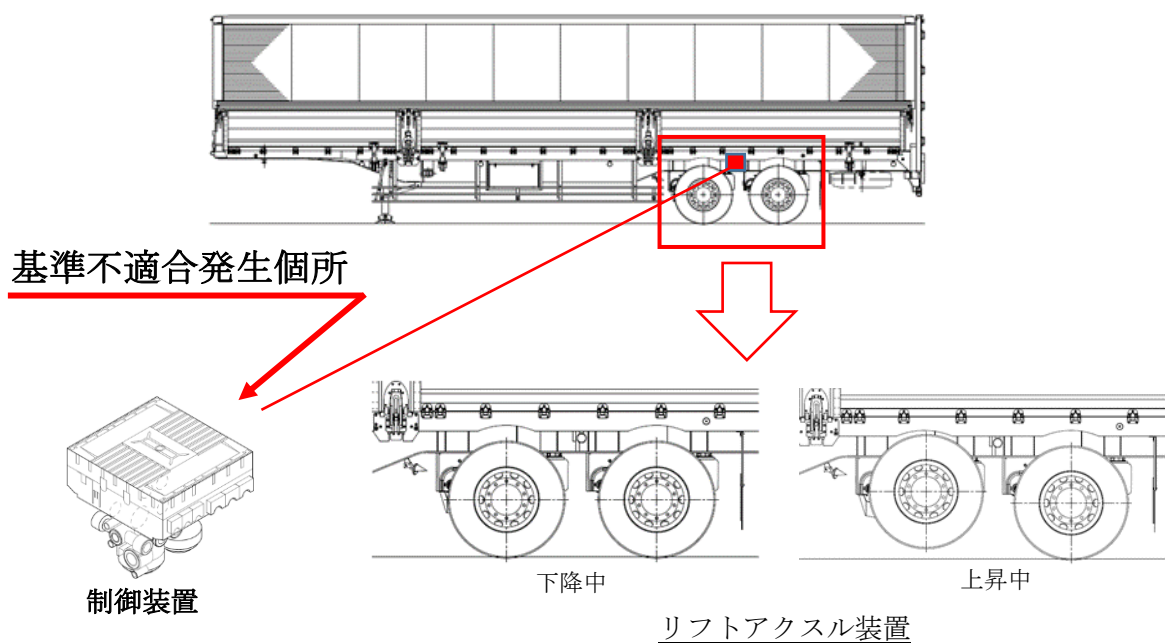


改善箇所説明図



不適合内容

リフトアクスル機能付きトレーラにおいて、リフトアクスルの上昇および、下降動作を開始する圧力値を誤って設定した為、非リフト軸が道路運送車両法の保安基準の許容軸重を超える恐れがある。

改善措置の内容

トレーラの EBS 装置に記憶させている、リフトアクスルの上昇および、下降動作を開始する圧力設定数値を正規の数値に修正する。

識別

作業完了の識別のため、製造銘版付近に赤色丸ステッカーを貼り付ける。

リコール対象車の主要諸元

車名	型式	通称名	種別・用途	車体の形状	原動機の型式 (総排気量(cc))	備考
東邦	TF28H8C21	東邦TF28H8C21	普通・貨物	セミトレーラー	—	

連絡先:自動車局 審査・リコール課 リコール監理室
TEL:03-5253-8111 内線42361
アドレス:http://www.mlit.go.jp

リコール届出一覧表

リコール届出日 令和 年 月 日

リコール届出番号	0	リコール開始日	令和 年 月 日
届出者の氏名又は名称	東邦車輛株式会社 問合せ先:品質管理部 取締役社長 辻 和弘 電話0276-99-1010		
不具合の部位(部品名)	リフトアクスル		
基準不適合状態にあると認める構造、装置又は性能の状況及びその原因	リフトアクスル機能付きトレーラにおいて、リフトアクスルの上昇および、下降動作を開始する圧力値を誤って設定した為、非リフト軸が道路運送車両法の保安基準の許容軸重を超える恐れがある。		
改善措置の内容	トレーラのEBS装置に記憶させている、リフトアクスルの上昇および、下降動作を開始する圧力設定数値を正規の数値に修正する。		
不具合件数	0件	事故の有無	なし
発見の動機	市場情報による。		
自動車使用者及び自動車 特定整備事業者等に 周知させるための措置	・使用者:ダイレクトメールまたは直接訪問等で通知する。 ・自動車特定整備事業者:使用者を全て把握しているため周知のための措置はとらない。		

車 名	型 式	通 称 名	リコール対象車の車台番号 (シリアル番号)の範囲及び製作期間	リコール対象車 の台数	備 考
東邦	TF28H8C21	東邦TF28H8C21	TF28H8C21-88029 令和4年3月	1	
	(計1型式)	(計1車種)	(製作期間全体の範囲) 令和4年3月	計1台	

■ 対象車両

車名: 東邦
型式: 1型式
TF28H8C21



■ 不具合内容 ※届出書/通知書内容と同様

リフトアクスル機能付きトレーラにおいて、リフトアクスルの上昇および、下降動作を開始する圧力値を誤って設定した為、非リフト軸が道路運送車両法の保安基準の許容軸重を超える恐れがある。

■ 対策内容 ※届出書/通知書内容と同様

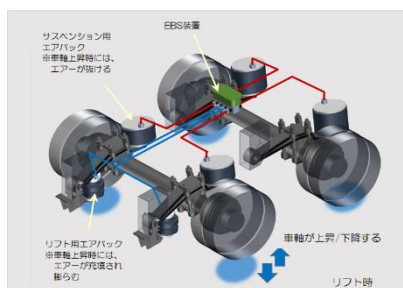
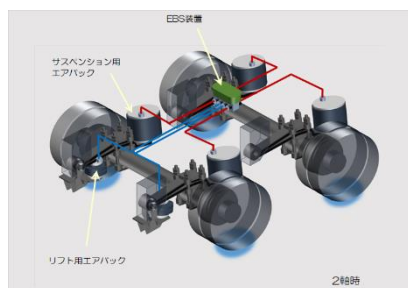
トレーラのEBS装置に記憶させている、リフトアクスルの上昇および、下降動作を開始する圧力設定数値を正規の数値に修正する。

■ 基準不適合部位 ※必要に応じて該当装置の機能説明および関連部品名等を記述

リフトアクスル機能

サスペンション用エアバックの圧力をEBS装置で制御し、保安基準の許容荷重10[t/軸]を超過しないよう、EBS装置に、上昇と下降開始圧力の2つの設定値を記憶させて、軸を上昇、下降させる機能。

※この設定値は、ブレーキ等の走行には影響しない。

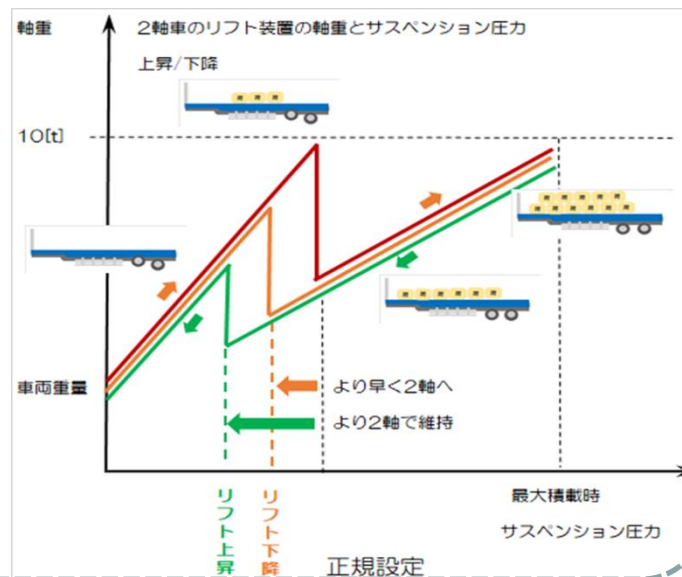


軸重とエアサスペンション圧力との関係を示したものの。

保安基準の10[t/軸]を超過しないよう、軸の**上昇**、**下降**時のエアサスペンション圧力を設定する。

下降：荷を積んで重量が増加すると上昇していた軸が下降し、2軸になる

上昇：積んでいた荷を下ろしていくと、重量が減少し、下降していた軸が上昇し、1軸になる



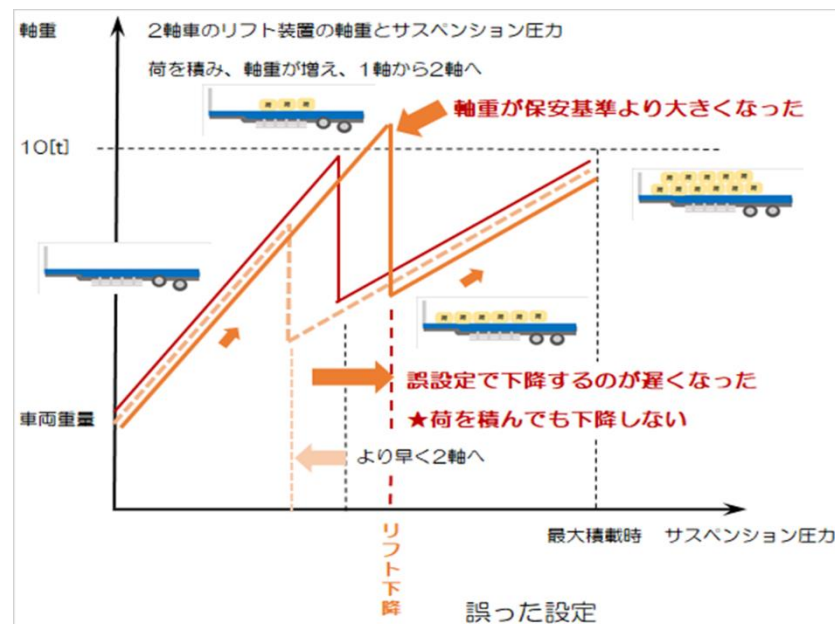
説明資料-3

■ 不具合の発生メカニズム ※原因を基本とした不具合に至るプロセス説明

下降の場合の設定値が正規設定値より大きいため、下降開始が遅れ保安基準を超過することになった。

確認時	下降 0.5 [MPa]
	軸重 10,915[kg]
正規	下降 0.45 [MPa]
	軸重 9,295[kg]

(図解説明) ※必要に応じてプロセスフロー等を表記



説明資料-4

■ 対策内容及び対策効果確認 ※不具合発生原因に対する対策(措置)内容及び効果の説明

トレーラのEBS装置に記憶させている、リフトアクスルの上昇および、下降動作を開始する圧力設定数値を正規の数値に修正する。

(図解説明) ※必要に応じて

リフトアクスル 1

項目	値	単位
リフトアクスル 1	3.0	bar
リフトアクスル 2	0.0	bar
リフトアクスル 1	5.0	bar
リフトアクスル 2	0.0	bar
リフトアクスル 1	0	km/h
リフトアクスル 2	0	km/h

修正

リフトアクスル 1

項目	値	単位
リフトアクスル 1	1.8	bar
リフトアクスル 2	0.0	bar
リフトアクスル 1	4.5	bar
リフトアクスル 2	0	km/h

パソコンのEBS設定画面

説明資料-5

■ 不具合を発生させた原因 ※設計起因？製造起因？/左記における発生原因の説明

・トレーラの電気制御式リフトアックスルのリフト軸が上昇動作及び、下降動作を開始するサスペンション圧力の設定数値を誤ってEBS装置に記憶させた。

(図解説明) ※必要に応じて

◎設定時の誤入力の原因

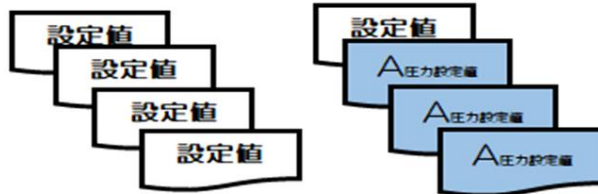
①専用パソコンの専用ソフトを立ち上げた時に入力されている数値をそのまま設定値として設定してしまった



A圧力設定

値をそのまま使った

② 図面の指示に従い、1台1台、設定値を入力すべきところを、誤設定した数値をコピーしてしまった。



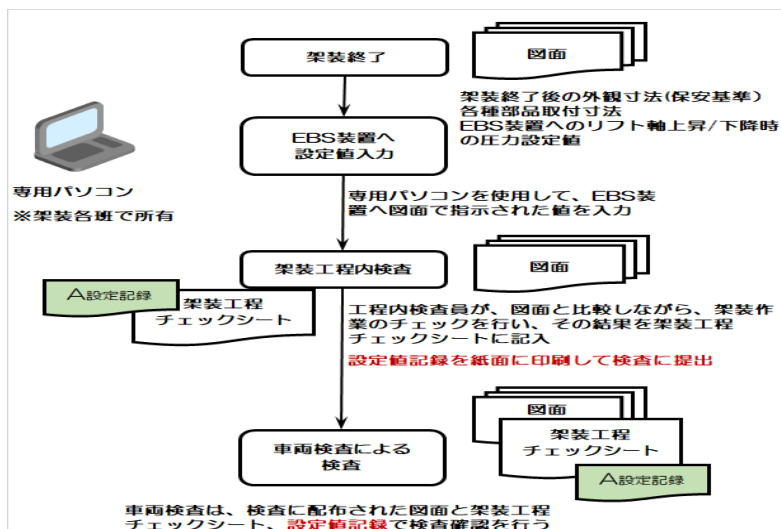
設定をコピーした

説明資料-6

■ 再発防止策 ※設計また製造等における再発防止策の説明

- ・製造のEBS設定作業者に圧力設定の作業要領及び誤入力の結果について教育を行い、再発防止を図る。
- ・製造は車両生産時、EBS装置の設定数値を紙面に印刷して、その記録を検査に提出する。
- ・検査は製造から提出された記録紙面の設定数値と設計指示値を比較し問題がないことを確認し、検査記録にその旨記録を残す。

(図解説明) ※必要に応じて



説明資料-7

■ 当該不具合が発見された経緯 ※市場情報/当局指摘/サプライヤー情報等

令和4年8月3日 OEMにて供給したトレーラシャシに日本フルハーフ(NFH)がウイングを架装したトレーラにおいて、リフトアクスルの作動が積載重量に対して正常に上昇及び下降しない市場情報を受けた。

■ 対象車両の特定 ※範囲特定の理屈説明 例)生産開始した平成○年月日から生産車対策を行うまでの平成○年月日

当該EBS装置を使用した、電気式リフトアクスル機能搭載のトレーラ
(設定記録全データを1台1台確認したが、設定誤りがあった車両は4台)

■ 対象以前の車両及び他車種が含まれない理由 ※型式の相違等、含まれない理屈説明

電気式リフトアクスル機能を搭載しているものに限る。